

【NY州, NJ州及びCT州による新型コロナウイルスの感染が拡大する地域からの移動に関する勧告】

本6月24日, クオモNY州知事, マーフィーNJ州知事, ラモントCT州知事は, 感染が拡大する他の州から3州へ移動する者に対して14日間の隔離を科す勧告 (Travel Advisory) を発表しました。同勧告の概要は以下のとおりです。

については, 対象となる州よりこれら3州に移動される場合には, 御留意願います。

- 発効時期: 本24日深夜
- 隔離を実施する期間: 14日間
- 隔離の対象者: 対象州からNY・NJ・CTの3州に移動する全ての者
※3州に居住していて一時的に対象州に移動していた場合も含む。
- 対象州: 以下の基準を満たす州
- 対象州となる基準: 直近7日間の平均で, 陽性者数が10万人当たり10人以上又は陽性率が10%以上の州
※本日時点では9州が該当: Alabama, Arkansas, Arizona, Florida, North Carolina, South Carolina, Washington, Utah, and Texas
- 罰金: 違反者には罰金を科すことがあり得る。
※NY州の罰金: 初回2000ドル, 2回目5000ドル, それ以降1万ドル
- その他留意事項: 3州への移動そのものを禁じるものではない

■ 本お知らせは, 安全対策に関する情報を含むため, 在留届への電子アドレス登録者, 「緊急メール/総領事館からのお知らせ」登録者, 外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています (本お知らせに関しては, 配信停止を承れませんのでご了承願います。)

■ 本お知らせは, ご本人にとどまらず, 家族内, 組織内で共有いただくとともに知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 在留届, 帰国・転出等の届出を励行願います。
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。
以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館
[299 Park Avenue](http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/), 18th Floor, New York, NY 10171
TEL: (212)-371-8222
HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>
facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
